（指定国立大学法人の指定の公表）

第九条の六　法第三十四条第三項（法第三十四条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、次に掲げる事項について行わなければならない。

一　法第三十四条第一項の規定による指定（以下この項において「指定」という。）を受けた指定国立大学法人の名称

二・三　［略］

２　［略］

（業務方法書に記載すべき事項）

第十一条　［略］

一　法第二十二条第一項第六号から第九号まで、第二十九条第一項第五号から第八号まで又は第三十四条の二第一項（法第三十四条の六第二項において準用する場合を含む。）に規定する出資の方法に関する基本的事項

二～四　［略］

（大学運営基金の会計処理）

第十四条の四　運営方針会議を置く国立大学法人が、当該国立大学法人に設置される資金運用を管理する委員会において決議される方針に基づき、業務上の余裕金（法第三十三条の五第二項の要件に該当するものに限る。以下この項において同じ。）を同項の規定により運用する場合には、業務上の余裕金に相当する収益のうちから当該運用に充てるものとして組み入れた金額を大学運営基金の科目により資本剰余金に組み入れるものとする。

２　準用通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同項の規定による繰越欠損金がある場合には、大学運営基金の全部又は一部を取り崩して補てんするものとする。

（事業報告書の作成）

第十五条の二　［略］

２　事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　国立大学法人等に関する基礎的な情報

イ～ニ　［略］

ホ　役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴並びに運営方針委員の氏名、任期及び経歴

ヘ～チ　［略］

二～五　［略］

（指定国立大学法人の指定の公表）

第九条の五　法第三十四条の四第三項（法第三十四条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、次に掲げる事項について行わなければならない。

一　法第三十四条の四第一項の規定による指定（以下この項において「指定」という。）を受けた指定国立大学法人の名称

二・三　［同上］

２　［同上］

（業務方法書に記載すべき事項）

第十一条　［同上］

一　法第二十二条第一項第六号から第九号まで、第二十九条第一項第五号から第八号まで又は第三十四条の五第一項（法第三十四条の九第二項において準用する場合を含む。）に規定する出資の方法に関する基本的事項

二～四　［同上］

［条を加える。］

（事業報告書の作成）

第十五条の二　［同上］

２　事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　国立大学法人等に関する基礎的な情報

イ～ニ　［同上］

ホ　役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

ヘ～チ　［同上］

二～五　［同上］